

紀南環境広域施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月1日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合条例第1号

紀南環境広域施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

紀南環境広域施設組合個人情報保護条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第4条第3項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条第4項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第23条及び第49条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第11条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第11条第2項第9号中「第2条第4項第2号」を「第2条第6項第2号」に改める。

第15条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第16条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第47条中「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 紀南環境広域施設組合情報公開条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。